

特別寄稿

ホッブズの道徳哲学

— 読書ノート —

木 曾 好 能

1 自然状態と自然権

§1 トマス・ホッブズ(1588-1679)は、人間が国家的社会 civil society を形成してはず、各人が孤立して生存する状態を、「単なる自然の状態」と呼ぶ⁽¹⁾。国家的社会の状態では、人々が共に畏怖する権力の下に平和に共存しているのに対して、自然状態においては、各個人は、自分にとって何が善 good であるかを判断し、その為に有用であると彼が判断するあらゆる手段を用いて、彼自身の善の獲得に努める。自然状態での善は、各人にとっての善であり、それは、自分の欲求を満足させ得る、すなわち身体的あるいは精神的な快を与え得る、と各人が判断する対象に他ならない⁽²⁾。複数の人間が同一の対象を自らの善と見なし、しかもその対象が共有できないとき、抗争が生じ、この抗争は、一人が他の者をあきらめさせるか打倒するまで続くことになる。従って、自然状態は必然的に「各人の各人に対する戦争」の状態に他ならない⁽³⁾。

§2 ホッブズは、自然状態においては、各人が、「自らの自然本性すなわち生命の保全の為に、自らの力を自らが意志するままに用い、従って、自らの判断と推理によって自らの生命の保存の為に最適の手段であると考え、あらゆることを為す自由」を有するとし、この自由を「自然権」と呼んでいる⁽⁴⁾。自然権は「各人の万事に対する権利」である⁽⁵⁾。自由とは外的障害がないことである⁽⁶⁾が、自然状態では、人々が各人の善の追求を互いに妨害し合うことが実際に生じる筈である。従って、外的障害がないとは、他人からの妨害がないことではなく、何らの法的あるいは道徳的な制止も受けないということである。それゆえ、「自然の権利」とは、何を為しても、法的あるいは道徳的な制止や非難や処罰を受けないという事態に他ならない⁽⁷⁾。

§3 人間は、一時の善で満足せず、善を永続的に享受することを欲するので、自然状態にあっては、各人が、未来の抗争を予想して自らの安全を図り、どこまでも自らの力を増大させようと努めることになる。各人の情念が自己の善のみを直接目指し、理性がこの目的の為の直接的手段の発見にのみ用いられるならば、人間には自然状態を脱する道はないであろう。自然状態において各人が自然権を行使し続けるならば、必ず戦争状態に陥り、快適な生はおろか、生命の維持そのものが不確かとなる⁽⁸⁾。

(1) the condition of mere nature, *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, ed. by Sir William Molesworth, Bart., Vol. III, *Leviathan*, Ch. 14, p.124; Cf. Ch. 13; the state of nature, Vol. II, *Philosophical Rudiments concerning Government and Society*, Ch. 1, Art. 10.

(2) *Leviathan*, Ch. 6, pp.41, 42-3.

(3) a war of every man against everyman, Op. cit., Ch. 13, p.113.

(4) the right of nature, Op. cit., Ch. 14, p.116.

(5) a right of every man to every thing, Op. cit., Ch. 14, p.117; Vol. IV, *De Corpore Politico* etc., Pt. I, Ch. 1, Art. 11.

(6) *Leviathan*, Ch. 14, p.116.

(7) 「この各人の各人に対する戦争からは、何ごととも不正義であり得ないということが帰結する。そこでは、正当・不当 right and wrong, 正義・不正義 justice and injustice の観念が生じない。共通の権力(万人に恐れられる力)のないところには法はなく、法のないところには不正義もない。」(Op. cit., Ch. 13, p.115) しかし、ホブズは他方で、自然権を本来の意味での権利に近づけようとしている。「……人はすべて、彼にとっての善を欲求し、悪を、特に自然的な悪 evil の最も主なものである死を、避ける。そうすることは、石が下に落ちるのと同様の、自然の衝動によるのである。それゆえ、人が彼の身体とその諸部分を死と災いから保護する為にあらゆる努力をすることは、不合理なことでも非難されるべきことでもなく、また真なる理性[的推理] true reason の指令に反することでもない。ところで、正しい理性[的推理] right reason に反しないことは、正当に、権利をもって為されると、万人が考える。「権利」という語で意味されるのは、各人が正しい理性[的推理]に従って彼の自然的能力(体力、経験、理性、情念)を使用し得る自由のことに他ならない。それゆえ、自然権の第一の基礎は、「各人は彼に可能な限り自らの生命と身体を守るべく努めてよい」ということである。」(*Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 1, Art. 7; Cf. *De Corpore*

Politico, Pt. I, Ch. 1, Art. 6) 理性は、或る種の原因(手段)が或る種の結果(目的)を生むという一般的結論を導出する、言語的一般的推理の能力である(*Leviathan*, Ch. 5)。

- (8) 「人がその時どきに欲するものの獲得に絶えず成功すること、すなわち不断の繁栄が、[この世での] 幸福と呼ばれるものである。」(*Leviathan*, Ch. 6, p.51) 「……各人にとっての最大の善は、彼自身の[生命身体の] 保全である。」(*Man and Citizen: Thomas Hobbes*, ed. by B. Gert, Doubleday & Company, Inc., 1972, *On Man*, Ch. XI, Art. 6)

II 自然の法、自然権の放棄

§4 ホブズは、人間の自然的能力である情念と理性が、この自然状態からの脱出を可能にすると考ええる。すなわち、死に対する恐怖が人々に平和を希求させ、理性が平和の条件を人間に認識させる⁽¹⁾。人間は理性により、自己の生命の保全の為に、一方では「平和を獲得できないときは、あらゆる手段を用いて自己を防衛してよい」という自然権を留保しつつ、他方で「各人は、平和獲得の希望が持てる限り、平和の獲得に努めるべきである」という、「理性の指令 a precept (dictate) of reason すなわち一般規則」に従うべきことに思い到るのである。これは、「平和獲得の希望が持てる限り」という、条件付きの規則(仮言的令法)である。理性が発見したこの指針を、ホブズは「第一の根本的な自然の法」と呼んでいる⁽²⁾。他の自然の法はこの根本法から理性的推理によって導出される。

§5 第二の自然の法は、平和達成の為に具体的な方法を述べたものであり、「人は、他人もそれを厭わぬ場合には、平和と自己防衛の為に必要と彼が考える範囲で、すべてのことに対して有するこの権利(自然権)を放棄することを厭うべきでなく、彼が他人に許そうと考える自由と同程度の自由を、彼も他者に対して持つことで、満足すべきである」というものである⁽³⁾。この法も、「平和獲得の希望があり、かつ他人も同様にそれを厭わぬとき」という、条件付きの規則であり、この条件が満たされぬときは、人が彼の権利を放棄すべき理由はないのである⁽⁴⁾。

§6 放棄されるのは、すべてのことに対する自然権の一部である⁽⁵⁾。自然権の放棄の目的は、自己の生命の保全と快適な生の維持、及びその為の手段としての平和の維持にある。従って、自己の生命の保全及び快適な生の維持に必要な手段に対する自然権は、いかなる場合も放棄され得ない。「[自然権の放棄]は有意行為であり、有意行為の目的はその当人の何らかの善である。それゆえ、或る種の権利は、当人のいかなる言葉或いはその他の標をもってしても、彼がそれを放棄或いは譲渡したとは解することができない⁽⁶⁾。」

- (1) *Leviathan*, Ch. 13, pp.115–6. 「人間が社会に適したものとなるのは、自然（生まれつき）によるのではなく、教育による。」「人間の交わり society はすべて、利益か名誉（個人の善）を得る為にある。」「すべての大きな持続する社会の起源は、人間相互の善意ではなく、人間相互の恐れにある。」 (*Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 1, Art. 2.)
- (2) the first and fundamental law of nature, *Leviathan*, Ch. 14, p.117。他の著作では、平和達成の希望がない場合には自然権を行使すべきことが、各自然法にその分枝として含まれている。このことは、特に *De Corpore Politico* において顕著である。 *Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 2, Art. 2; *De Corpore Politico*, Pt. I, Ch. 1, Art. 14; Ch. 2, Art. 1; Ch. 4, Art. 10. 自然権の無制限の行使も、「平和を獲得できないとき」という条件のもとでのみ許される。
- (3) *Leviathan*, Ch. 14, p.118
- (4) *ibid.*
- (5) *Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 2, Art. 3.
- (6) *Leviathan*, Ch. 14, p.120.

III 自然権放棄の契約と国家の設立

§7 自然権の放棄は、各人が彼の自然権の一部を放棄するという契約を、各人が各人に対して結び⁽¹⁾、それを履行することによってなされるが、契約が守られぬ虞れがあれば、契約を結ぶ理由がないので、「人は結ばれた契約を履行せねばならない」という、第三の法（正義 justice の規則）が導出される⁽²⁾。この法も、「平和を達成する希望があり、他人も同様に自然権の一部を放棄する用意があり、かつ、契約が結ばれたのであれば」という条件の下で、契約の履行を要求するものである。これらの条件が満たされるのは、自然権放棄の契約の履行を強制し、それによって契約者間の平和を維持し、各人の生命の安全と快適な生活を可能にし得るような、強制力が存在する場合であり、これは国家の設立によってのみ可能となる。「自分のものすなわち所有権のないところには、不正義はない。また、強制力が樹立されていないところ、すなわち国家のないところには、所有権はない。各人が万物に対して権利を有するからである。それゆえ、国家のないところには、不正義はない⁽³⁾。」正義、不正義の本質は有効な契約の履行、不履行にあるが、契約の有効性は、契約不履行の虞れが契約者のいずれの側にもないことに基

く。そしてこれは、契約の履行を当事者すべてに等しく強制する権力が設立されて、初めて可能になる。

§8 従って、自然権の相互放棄の契約は、契約の履行を強制する力すなわち国家の設立と同時になされねば、無効となる。ホプズは、人々が自然権放棄の契約を結ぶと同時に、放棄された自然権を、当事者中あるいはそれ以外の或る個人または合議体に譲渡することによって、自然権を譲渡された者を統治者、契約の当事者を被統治者（国民）とする、国家が設立されると考える。「人々を外敵の侵入及び相互の権利侵害から守り、彼らが自らの勤勉と大地のもたらす実りによって自らを養い満足して暮らせるように保障することができるような、共通の権力を樹立する唯一の道は、一人の人間か、あるいは、多数決に基いて各員の意志を単一の意志に統一し得るような、一つの合議体に、人々の持てる力をすべて譲渡することである。すなわち、一人の人間または合議体を指名して全員の人格を担わせ、各人が、彼らの人格を担う者が彼らの共通の平和と安全に関する事柄において為しまた為さしめる行為をすべて、各人自らが為す行為と認めることであり、こうして各人の意志と判断をその者の意志と判断に服従させることである。このことは、単なる意見や行為の一致以上のことであり、全員が同一の人格に真に統一されることなのである。この統一は、あたかも各人が各人に対して、「私は、私自身を支配する権利をこの者あるいはこの合議体に譲渡し、彼がその権利を代行することを認める。ただし、君も、君の権利を彼に譲渡し、彼の全行為を君自身の行為と認めるという条件で」と宣言するかのように、各人が各人と契約を結⁽⁴⁾ぶことによって、達成される。これが達成されたとき、単一の人格への多数者のこの統一が、国家 *commonwealth, civitas* と呼ばれる⁽⁵⁾。」国家の設立の究極目的は、各個人の生命の安全と快適な生活の保障にあった。統治者はその為に、被統治者の間の平和を維持し、彼らを共通の外敵から防衛する義務を負う⁽⁶⁾。

(1) 注(4)を見よ。

(2) *Leviathan*, Ch. 15, p.130.

(3) *ibid.*, p.131.

(4) 各人が各人に対して有する自然権を、互いに放棄することを、各人が各人に対して契約する。すなわち、自然権放棄の契約は、被統治者（国民）となる人々の間で結ばれる。しかし、放棄された自然権は、契約の相手にはなく、統治者となる者に譲渡される。この譲渡は、国民から統治者へ一方向的に行われ、統治者はその見返りに何の権利をも譲渡しないのであるから、無償の贈与 *free-gift* であり、統治者と国民の間には何の契約も存在しない (*Op. cit.*, Ch. 14, p.121; Ch. 18, p.161)。注(6)を見よ。

(5) Op. cit., Ch. 17, pp.157–8.

(6) 統治者は、国民と契約を結んだのではなく、単に権利を譲渡されただけであるから、統治者は、何を為しても、契約に違反することにも (Op. cit., Ch. 18, p.161) , 不正を行ったことにもならず、罪せられることは正当でない (ibid., p.163)。しかし、統治者は、国民に生命の安全と快適な生活を保障する義務を負う。この義務は、国法からではなく、理性の指令としての自然の法から生じる (Op. cit., Ch. 30, p.322; *Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 13, Art. 2) 。特に、無償の贈与 (恩恵) (ここでは、各人の自然権に含まれていた、各自を支配する権利の贈与) に対する感謝の義務を定める、第四の自然法に基く。「[第四の自然法] は次の形式で考えることができる。すなわち、「他人から単なる好意によって利益を受ける者は、それを与える者が自らの善意を後悔する正当な理由を見出すことのないように、努めるべきである。」なぜなら、自分自身に善かれと意図せずには、誰も与えはしない。なぜなら、贈与は有意行為であり、すべての有意行為の目的は、各行為者にとって彼自身の善であるからである。この期待を裏切られるであろうと人々が予見するならば、善意や信頼は始まらないであろうし、その結果、相互扶助も和解も生じないであろう。従って、人々は自然状態におも止まることになる。しかし、これは、平和を求めることを命じる第一の根本的な自然法に反する。この法に対する違反は「忘恩」ingratitude と呼ばれる。」(*Leviathan*, Ch. 15, p.138) 「罪のない国民を罰することは」……、忘恩を禁じる自然法に対する違反である。なぜなら、すべての統治権は、最初は、国民が服従する限りそれによって保護されるようにという目的で、各国民の同意によって [統治者に] 与えられるのであるから、罪のない国民を罰することは、悪をもって善に報いることになるからである。」 (Op. cit., Ch. 28, p.304)

IV 万人共通の善である平和の為の手段としての道徳

§9 自然状態においては、善悪は各個人にとっての善悪に過ぎず、万人共通の善悪の基準がない。最大の善も、各人にとって各人の生命の保全であって、万人に共通ではない。そこでは、各人の善が衝突し、各人にとって最大の悪である死の危険が絶えず、各人はその個人的善を恒久的に享受することができない。「現在の欲求が各人各様であるため各人各様の尺度で善悪を測っている限りは、人々は戦争状態に居続けることになる。すべての人は、この状態にいる限り、この状態が悪であることを、従って平和が善であることを、容易に認める。それゆえ、現

在の善については合意できない人々も、将来の善については合意するのである。これは実は理性の働きによる。なぜなら、現在の事柄〔の善悪〕は感覚に明らかであるが、将来の事柄〔の善悪〕は、我々の理性にとってのみ明らかであるからである。理性が平和が善であると言明するので、同じ理由から、平和の為に必要なすべての手段も善であることが、帰結する⁽¹⁾。平和の手段とは、理性の指令である自然法の諸規則に則って振舞うことであり、具体的には、「正義」justice または「信義」trust(契約の履行, 第三規則), 恩に対する「感謝」gratitude (第四規則), 「親切」(従順)complaisance または「思いやり」charity(第五規則), 「罪を悔いる者に対する「寛大」pardon, mercy (第六規則), 諸能力を総合すれば人間が平等であることを認める謙虚(第九規則), 他人と同程度の自由に満足する「節度」modesty(第十規則), 争いを調停する場合の「公平」equity(第十一規則)等の徳を実践することである。平和という善において初めて万人の善が一致し、平和を達成する為の手段としての徳において、初めて万人共通の善悪の尺度 the [common]measure of good and evil が得られるのである。これらの徳は伝統的な諸徳 virtues と一致するから、自然法は道徳法則に他ならない。「自然法の学が真にして唯一の道徳哲学である。なぜなら、道徳哲学とは、人々の交わりにおいて何が善であり何が悪であるかを追求する学に他ならないからである⁽²⁾」

§10 「道徳哲学者たちは、自然法における徳悪徳と同じものを徳悪徳と認めるが、それらの徳の善性が何に存するかを認識せず、それらが平和で社会的で快適な生活の手段として称揚されるに到ったことに気づかず、それらの徳の本質を情念の中庸に置いている⁽³⁾。」ホッブズは、彼の自然法の諸規則が教える心的習慣が伝統的な徳目と一致することを認めるが、伝統的な徳目を実践すべき根拠について哲学者の意見が様々に異なっていたのに対して、彼はその根拠を、万人共通の善である平和に資する手段として万人共通の善であることに見出したと言える。

(1) *Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 3, Art. 31.

(2) *Leviathan*, Ch. 15, p.146.

(3) *ibid.*, pp.146-7.

V 自然法と道徳的義務

§11 ホッブズは、本来の法とは統治者の定める国法であって、国法の元となる自然法は本来の法でないと言う。それは、自然法が、各人の生命の保全と防衛の為に各人に与えられる「理性

の指令」であり、他の推理におけると同様に、或る条件を仮定した上での「結論ないし定理」に過ぎないからである⁽¹⁾。最初に見たように、自然法の根本規則は、自然権の主張と対をなし、平和達成の希望がない場合には自然権を行使することを留保した上で、平和達成の希望がある場合には、自然権の一部を放棄する契約を結び、契約を守れ、という形をとっていた。自然法は、道徳的諸徳の実行を無条件に命じるものではなく、平和達成の希望がある、すなわち、隣人も平和を望み彼の自然権の一部を放棄する用意がある、という条件のもとでのみ、諸徳を実行することを命じるものである。

§12 このことは、各人の最大の善が、自然状態と国家的社会の状態を通じて、各人の生命の保全と快適な生の維持、すなわち、我慢できないような苦痛を伴わない生の保持に置かれ、平和がこの善に資する最善の手段とされ、道徳が平和の為の唯一の手段と見なされていることによる。人々は、平和を、生命の保全の為の最善の手段として、できる限り実現しようと努力する義務があり、その為には、他人に同じ心構えが認められる場合は自らも自然法に従って行為しようという、心構えを常に持つ義務がある。従って、自然法が課する道徳的義務は、道徳の実行に関しては、自然状態では仮言的な義務であり、国家的社会の状態でのみ無条件の義務であるが、しかし、徳を心的習慣 *habits of the mind* すなわち心構え *a readiness of mind* として実現することに関しては、常に無条件の義務であると言える。他人に平和への心構えが認められない場合には、自らは平和への心構えを維持しつつ、やむをえず次善の策として、自己の防衛をも図らねばならないのである。「自然法は、内的法廷において義務を課する、すなわち、自然法が実行されるよう欲求することを義務づける。(欲求 *desire* は一般には意志 *will* ではない⁽²⁾) しかし、外的法廷においては必ずしも義務を課さない、すなわち、自然法を実行することを必ずしも義務づけはしない。他人が誰もそうしないような時と場所にあつて、節度を保ち、従順(親切)であり、約束をすべて履行する者は、他人の餌食となり自らの破滅を招くのみであり、自然本性(生命)の保全を目指すすべての自然法の根拠に反する。しかしまた、彼に対して他人も自然法を守るという十分な保障を有しながら、自身は法を守らぬ者は、平和でなく戦争を求める者であり、その結果として暴力による彼自身の自然本性の破壊を求める者である。……自然法は、ただ欲求と努力(ただし、偽りのない不断の努力)のみを義務づけるのであるから、それを守るのはたやすい。なぜなら、要求されているのは努力だけであるから、自然法の実行の努力をする者は自然法を遵守 *fulfill* する者であり、法を遵守する者は正しい者であるからである⁽³⁾」

§13 各人は各自の快適な生の恒久的な享受を目指しはしても、平和がそれに不可欠の手段であること、また、平和達成の為には道徳を実践すべきであることを、必ずしも万人が一致して認

識するわけではない。理性は、誰もが獲得し得るという意味で人間の自然の能力であるが、生得的能力ではなく、それを正しく用いる為には教育と訓練を必要とする⁽⁴⁾。ホブズは、自然状態にある人間がすべて自己の善のみを図る利己的な人間であるとは考えなかったが、一部の人間は、現在の直接的な善や見かけの善を追求するばかりで、それが彼の恒久的な真の善の確保に対してどういう結果をもたらすかを理性的に正しく推理しない。そして、この種の人間がいれば、理性を正しく用いて平和を望む者も、身を守る為に自然権を広く主張せざるをえないのである⁽⁵⁾。

- (1) *Leviathan*, Ch. 15, p.147. 。ただし、自然法は、それを神の命令と見なせば、本来の意味での法と呼べると言う。
- (2) 或る行為の善い結果と悪い結果の予見から生じる、その行為に対する欲求 *appetites, desires* と嫌悪 *aversions* の交替の過程が、その行為についての思案 *deliberation* であり、思案を形成する欲求と嫌悪の交替の系列の最終項となる欲求または嫌悪が、その行為の実行または回避を直接決定する意志〔作用〕である。Op. cit., Ch. 6, pp.47–8, 50.
- (3) Op. cit., Ch. 15, pp.145–6.
- (4) *De Corpore Politico*, Pt. I, Ch. 1, Art. 1; Ch. 2, Art. 1; *Leviathan*, Ch. 5, p.35
- (5) *Leviathan*, Ch. 13, pp.111–2; *Ph. R. c. G. and Society*, Preface, p. xvi; Ch. 1, Art. 4.

VI 理性的道徳と自然主義

§14 人間には、他人を人間であるというだけの理由で等しく愛するような、普遍的な善意あるいは無差別の博愛が認められない⁽¹⁾ので、人間の限られた善意を道徳の基礎とすることはできない。そこでホブズは、快適な生の恒久的な確保という各人の善の実現の為には平和が不可欠であり、従って平和と平和の為の手段が万人共通の善であり、道徳は平和の為の手段であるという、理性の判断に道徳の基礎を置いた。それゆえ、人間は、平和の実現の為に努力し、道徳的な心性を培う義務を負う。しかし、理性は人間の自然の能力であるが生得の能力ではなく⁽²⁾、現実には、すべての人間が自然法を認識するわけでも、常に自然法に従って行為するわけでもない。そこで、恒久的な平和の実現と維持の為に、自然法の内容を国法によって強制する力を備えた国家の設立が必要となる。

§15 以上のホブズの道徳哲学の骨格は説得的であり、地球上の諸国家の間に恒久的な平和が

達成されていない現状において、示唆的である。彼の道徳哲学に異を唱える余地があるとすれば、それは、その骨格に対してではなく、彼が権力者の節度に対してあまりにも楽観的であったことに対してであろう。我々には、人々の平和な共存と矛盾しない限りできるだけ多くの自由を個人に許すべきであり、権力の集中を避け、多くの機関に権力を分散させて相互に規制させるべきである、と思われる。

§16 ホブズズの道徳哲学を自然主義 naturalism と見なし得るのは、道徳が、人間の自然的欲求の対象としての善（生命の保全と快適な生の確保）の追求の為の、万人共通の手段として、理性的推理によって導出されたことによる。

§17 平和は各人の善の獲得の為の手段であるとしても、目的がこの手段によってのみ可能であるとすれば、平和の達成の重要さは、各人の善の達成の重要さと等しくなる。そして、道徳の実現によってのみ平和が達成されるとすれば、道徳の実現の重要さは、各人の最大の善の達成の重要さと等しくなるであろう。

1) *Ph. R. c. G. and Society*, Ch. 1, Art. 2

2) Cf. §13.